

# 令和2年度 柏原羽曳野藤井寺消防組合自動販売機設置事業者募集要項

柏原羽曳野藤井寺消防組合（以下「当消防組合」と言う。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」と言う。）の募集に参加される方は本募集要項を熟読の上、お申し込み下さい。

## 1 公募物件

清涼飲料水等自動販売機 公募物件一覧表を参照

※ 設置物件番号ごとに各1台とします。

自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのため扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募の前に必ず設置場所を確認して下さい。設置場所の確認を行う場合、当消防組合の承諾を得て行うこと。なお、設置面積には使用済み容器等の回収ボックスは含みません。

※ 公募物件一覧表に記載の販売見込本数は、現在の設置事業者の申告から割り出した見込であり、販売本数を確約するものではありません。

## 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人、個人又は公共的団体に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 申込みの日から過去3年間において、自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る)の実績を有する者。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (3) 当消防組合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

## 3 公募条件等

### (1) 使用料等

#### ① 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。

当消防組合が使用者の必要性や使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、当初設定した公募条件等を変更しないことを前提として、当初許可から3年を限度に引き続き使用を許可します。ただし、当消防組合の事情等により契約期間中でも契約を解除する場合があります。その場合残存期間についての損害等の補償はしないものとします。

#### ② 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

使用料は当消防組合が発行する納入通知により納入期限（年2回）までに全額納入して下さい。

### ③ 電気料

自動販売機に掛かる電気使用料は、設置事業者の負担とします。なお、設置事業者において電気子メーターを設置して下さい。

電気使用料の請求額については、当消防組合が設定した次の算定方法に基づき算出します。ただし設置期間が1年に満たない場合はその期間の額とします。

当該期間の使用量（メーター数値）× 当該期間の電気料金単価（契約年度 令和2年4月～令和3年2月分における平均単価）

### ④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電気工事・電気子メーター設置費を含む）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

## (2) 設置条件

自動販売機は物件番号ごとの設置位置図に示した場所に設置すること。公募物件ごとに示した設置場所サイズを超えないものとし、転倒防止等の安全対策も併せて行うこと。

## (3) 使用上の制限

次の事項を遵守して下さい。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。
- ② 使用期間中に、2 応募資格要件（7）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売機の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、当消防組合の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク、ジュース類等の清涼飲料水（缶又はペットボトルなど密閉式の容器入り）又は一部食品とし、酒類の販売は行わないこと。  
また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

## (4) 維持管理責任

次の事項を遵守して下さい。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 設置事業者は、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、(2) 設置条件のとおりとし、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。

## (5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに設置前の状態に原状回復すること。なお、原状回復に掛かる費用は設置事業者の負担とします。

## 4 応募申込手続き

### (1) 申込方法

**郵送**にて受付いたします（一般書留郵便又は簡易書留郵便等到着確認が取れるもの）

**申込受付期間** 令和2年2月21日（金）～令和2年2月28日（金）必着

送付先 〒583-0015  
藤井寺市青山3丁目613番地の8  
柏原羽曳野藤井寺消防組合 総務課 企画財政係宛

(2) 申込に必要な書類

複数の物件を申し込む場合は、応募物件ごとに必要

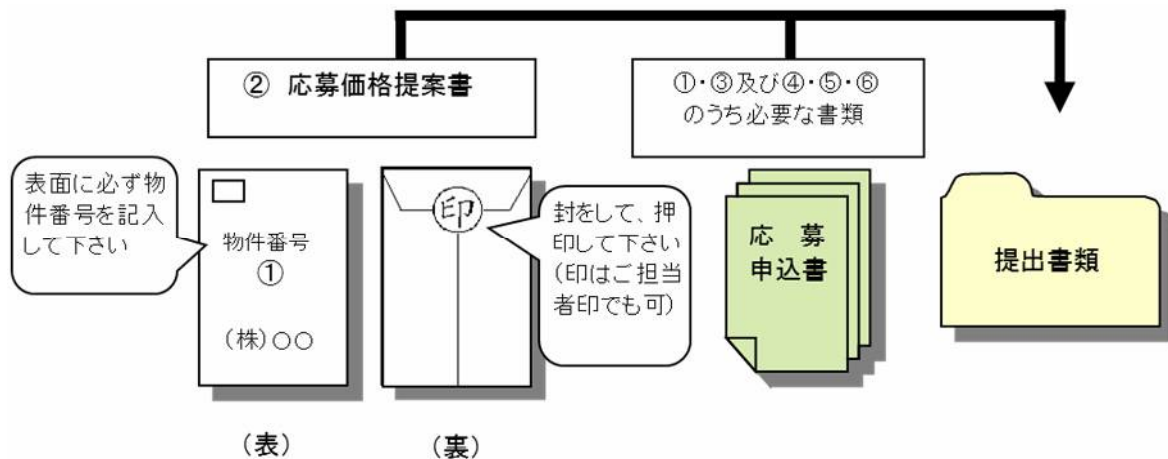
- ① 応募申込書（柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式）1部
- ② 応募価格提案書（柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式）1物件に1部  
※応募物件ごとに定型封筒に封入りのこと
- ③ 誓約書（柏原羽曳野藤井寺消防組合所定様式）1部
- ④ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票記載事項証明書の写し又は登録  
原票記載事項証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）1部
- ⑤ 許認可等免許書の写し1部
- ⑥ 国税の未納がないことの証明書の写し（公共的団体等は不要）1部

(3) 書類の提出について

応募価格提案書を定型封筒(長形3号など)に入れ封をし、その封筒の表面に公募物件番号と事業者名を油性ボールペン等で記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出して下さい。

(下図参照)

複数の公募物件に申し込む場合は②応募価格提案書は1物件ごとに封筒を分けて下さい。



## 5 設置事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。応募価格提案書を開封し、公募物件に対し、最高価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。なお、最高価格の応募が2社以上ある場合は、当消防組合職員立会いのもと、くじにより決定します。

(1) 公開選定

- ① 日 時 令和2年3月4日(水) 午後2時00分
- ② 場 所 柏原羽曳野藤井寺消防組合 3階 視聴覚室
- ③ 注意事項 公開選定の立会いは応募者のみとします。事前申込みの必要はありませんが、1社当たり2名までとさせていただきます。

(2) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を連絡します。

(3) 公募の中止等

不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

## 6 使用許可の申請の手続き

設置事業者に決定した者は、物件ごとに下記提出書類を令和2年3月11日(水)までに提出して下さい。

### (1) 提出書類

- ① 行政財産使用許可申請書（柏原羽曳野藤井寺消防組合指定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法・消費電力のわかるもの）

### (2) 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 7 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。その他本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、柏原羽曳野藤井寺消防組合財務規則その他関係法令に定めるところによります。

## 8 問い合わせ

柏原羽曳野藤井寺消防組合 総務課 企画財政係

電 話 072-958-9926 (直通)

FAX 072-958-9900

午前9時00分から午後5時00分まで（土日祝日除く）